

羽咋市起業家に対する有料広告掲載支援取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、羽咋市に新たに起業した企業及び店舗を市民にも広く知ってもらい、利用に繋げることを目的として、羽咋市が管理をする「羽咋市有料広告」を利用し、広告掲載の支援を行うもの。取扱いについては、羽咋市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）、羽咋市有料広告掲載取扱基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、この要領において、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業家 本市内において新たに起業する者をいう。
- (2) 広告 広告掲載の対象は要綱第2条第1項に掲げるものとする。
- (3) 各要領 次の要領をいう
ア「羽咋市公式ホームページ」にかかる有料広告掲載取扱要領
イ「羽咋市電子掲示版」にかかる有料広告掲載取扱要領
ウ「羽咋市地域循環バス」にかかる有料広告掲出取扱要領
エ「羽咋市庁舎来客用椅子」にかかる有料広告掲載取扱要領
オ「羽咋市庁舎エレベーター」にかかる有料広告掲載取扱要領

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 起業家であること。
- (2) 起業した日から1年以内であること。
- (3) 事務所、店舗が市内にあること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 市内での店舗移転でないこと。
- (6) 仮設テント、仮設店舗による起業でないこと。
- (7) 単に親に代わって、子及び親族が経営者となる起業でないこと。
- (8) 法人において、社名又は代表者変更のみによる起業でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する起業でないこと。
- (10) 代表者若しくは役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (11) 代表者若しくは役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力、関与する等これと関わりを持つ者でないこと。
- (12) その他市長が適切でないと判断する事業でないこと。

(掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、要綱第8条に規定する掲載申込書(第2号～第3号、第7号)に、掲載しようとする広告及び起業した日が証明できる書類を添えて、当該広告を掲載しようとする日の21日前(当該日が、日曜日、土曜日又は国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)までに、広告を担当する課へ提出しなければならない。

(決定)

第5条 市は前条により、申込みがあった場合は、要綱、基準及び本要領並びに関係法令に基づき審査を行い、掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第6条 広告の大きさ及び掲載位置については、各要領にて定める。

(支援内容及び掲載料)

第7条 広告の掲載料は、6か月間免除とし、その後継続する場合は各要領にて定めてある掲載料を納入すること。

2 広告主は、市長が指定する期日までに、掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。